

改 正 案	現 行
(職務の級の分類) 第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。 <u>2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の級の内容は、別表第2の級別基準職務分類表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u> (職員の職務の級の決定) 第3条の3 市長は、行政組織に関する法令、条例等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく<u>級別基準職務分類表</u>に適合するように、予算の範囲内で職務の級の定数を設定することができる。 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。 (初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に	(職務の級の分類) 第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。 <u>2 前項の規定により分類される職務の級の内容は、別表第2の級別職務分類表に定めるとおりとする。</u> (職員の職務の級の決定) 第3条の3 市長は、行政組織に関する法令、条例等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく<u>級別職務分類表</u>に適合するように、予算の範囲内で職務の級の定数を設定することができる。 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。 (初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に

改 正 案	現 行
規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付育児短時間勤務算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額とする。 2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定するものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする。 3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として、市長が規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする。 5 次の各号に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、当該各号	規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付育児短時間勤務算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額とする。 2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定するものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする。 3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 前項の規定により職員（次項に規定する 職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）とすることを標準として、市長が規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする。 5 55歳を超える 職員の第3項の規定による昇給は、_____

改 正 案	現 行
に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 <u>(1) 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> <u>(2) 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</u> 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、育児短時間勤務職員等となった定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。	同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、育児短時間勤務職員等となった定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

改 正 案	現 行
<u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u> <u>第7条の2 削除</u>	<u>第7条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日</u>

改 正 案	現 行
(地域手当) 第7条の3 職員には、地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の4</u>を超えない範囲内で、市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。 (住居手当) 第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借	<u>であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合</u> (5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) 第7条の3 職員には、地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の6</u>を超えない範囲内で、市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。 (住居手当) 第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借

改 正 案	現 行
り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）に支給する。 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1） 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 （2） 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が<u>規則</u>で定める。 （管理職員特別勤務手当） 第14条の2 第13条の2第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、	り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）に支給する。 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1） 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 （2） 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が_____定める。 （管理職員特別勤務手当） 第14条の2 第13条の2第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、

改 正 案	現 行				
管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 （2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条の2 第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員には適用しない。 （雑則） 第19条 給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 別表第2（第3条の2関係） 級別基準職務分類表 <table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr> </table>	職務の級	基準となる職務	管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） （2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条の2 第7条、第7条の2及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員には適用しない。 （雑則） 第19条 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 別表第2（第3条の2関係） 級別職務分類表 <table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr> </table>	職務の級	職務の内容
職務の級	基準となる職務				
職務の級	職務の内容				

改 正 案			現 行		
1 級	定型的な業務を行う職務		1 級	定型的な業務を行う職務	
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務		2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	
3 級	主任の職務		3 級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする保育士の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする教諭の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする保育教諭の職務	
4 級	主査の職務		4 級	1 主査の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする保育士の職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする教諭の職務 4 相当高度の知識又は経験を必要とする保育教諭の職務	
5 級	副主幹の職務		5 級	1 副主幹の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする保育士の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする保育教諭の職務	
6 級	課長補佐及び主幹の職務		6 級	1 課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐又は事務局長補佐の職務 2 主幹の職務 3 主任保育士の職務 4 主任教諭の職務 5 主幹保育教諭の職務	
7 級	次長及び課長の職務		7 級	1 会計管理者の職務 2 次長又は局長の職務 3 参事の職務 4 参与の職務 5 課長、所長、室長又は館長の職務 6 選挙管理委員会事務局長の職務 7 監査委員事務局長の職務 8 農業委員会事務局長の職務 9 指導主事の職務 10 保育所所長の職務	
8 級	部長の職務				

改 正 案	現 行		
			11 幼稚園園長の職務 12 認定こども園園長の職務
		8 級	1 危機管理監の職務 2 市長公室長の職務 3 部長又は理事の職務 4 議会事務局長の職務 5 教育委員会事務局教育部長の職務

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（附則第４項関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第４条 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 第８条第１項中「から第１４条の３まで及び第１６条」を「 <u>第１４条及び第１４条の３</u> 」に改める。	第４条 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 第８条第１項中「、第１３条の２から第１４条の３まで及び第１６条」を「 <u>及び第１３条の２から第１４条の３まで</u> 」に改める。
第９条中「第１５条第２項」の次に「及び第１６条第２項第１号」を加え、「同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７５」を「給与条例第１５条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第１６条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」に改める。	第９条中「第１５条第２項」の次に「及び第１６条第２項第１号」を加え、「同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７５」を「給与条例第１５条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第１６条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」に改める。

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（附則第5項関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （適用除外等） 第8条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第7条_____、第8条、第10条から第12条まで、第13条の2、第14条及び第14条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 給与条例第7条_____及び第8条の規定は、第4条の規定により採用された職員には、適用しない。	○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （適用除外等） 第8条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第7条、<u>第7条の2</u>、第8条、第10条から第12条まで、第13条の2、第14条及び第14条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 給与条例第7条、<u>第7条の2</u>及び第8条の規定は、第4条の規定により採用された職員には、適用しない。